

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則及び大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第14号

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則及び大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成3年大和市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、」の次に「児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)」を加え、同条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第4項中「別表第3」を「令別表第2」に改める。

第5条中「児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。次条において「令」という。)」を「令」に改める。

第17条中「別表第4」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を削り、別表第4を別表第2とする。

(大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則(昭和49年大和市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2」に改める。

第5条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第11条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。